

2. 入会した会員が守らなければならない規則

1. 住宅リフォーム工事を請負う場合の順守事項(※詳細は10頁に記載)

(1) 500万円(税抜)以上の元請の住宅リフォーム工事を施工する場合は、下記①②いずれかの対応を行うこと。

①住宅リフォーム瑕疵保険に加入する

②住宅リフォーム瑕疵保険に加入しない場合は、発注者に住宅リフォーム瑕疵保険について説明し、加入しないことの承諾を書面で受ける

注) 許可のない場合は、建設業法で元請・下請を問わず、500万円以上(税込)のリフォーム工事を請け負うことはできません。

(2) 住宅リフォーム工事の請負契約の締結に際して、注文者へ書面を交付すること。

(3) 住宅リフォーム工事の請負契約が成立するまでに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積書を交付すること。

(4) 住宅リフォーム工事の請負契約の内容について、事実と異なる表示・説明、優良誤認表示・説明をしないこと。

(5) 住宅リフォーム工事の請負契約の概要、住宅リフォーム瑕疵保険加入の重要事項を説明すること

(6) 住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること。

(7) 広告又は勧誘をするときは、会員として公表されていないにもかかわらず会員であると表示又は説明をしないこと。



上記の順守事項に違反した場合の罰則【定款施行細則第5条】

協会による指導、助言、勧告に従い業務を是正し、是正されない場合は権利停止や除名などの処分の対象となります。

2. 全り協から調査の案内があった場合の順守事項

(1) 全り協が会員の状況（許可や資格、工事実績、苦情処理等）を把握するために行う必要な調査に応じること。

【会員資格の年度更新時に行う現況調査】（※毎年度1回、年度末に実施）

【調査項目】

- ①住宅リフォーム工事の年間実績（元請の住宅リフォーム工事の請負件数と請負金額、元請の500万円以上のリフォーム工事のリフォーム瑕疵保険の加入件数と請負金額）の報告
- ②義務講習の受講状況の報告
- ③事業者名や所在地、連絡先、許可、資格等の登録情報の確認



違反した場合の罰則【定款施行細則第5条】

協会による指導、助言、勧告に従い業務を是正し、是正されない場合は権利停止や除名などの処分の対象となります。

3. 義務講習の受講に関する順守事項

(1) 全り協が定める義務講習（A、B、C）を受講しなければならない（定款施行細則第14条）。

- ①義務講習A…入会前に受講しなければ会員となることができない。
- ②義務講習B…入会后、3年毎に1回以上必ず受講しなければならない。
- ③義務講習C…国交省が行う省エネ技術講習会（施工または設計）で、既受講者を除き、講習会が開催される年度期間内に受講しなければならない。



違反した場合の罰則【定款施行細則第15条】

①各義務講習を定める期間から特別の理由がなく3か月を過ぎても受講しない場合は、受講するまでの間インターネット等で消費者に公表する事業会員情報から削除し、会員としての権利を停止します。

②義務講習を受講しない場合は、会員資格の継続（年度更新）を認めません。

4. 消費者から苦情があった場合の順守事項（※詳細は13頁に記載）

- (1) 消費者から全リ協に会員への苦情が来た場合、全リ協作成の「消費者相談対応の手引き」に基づき、速やかに対応し、全リ協に報告しなければならない。



違反した場合の罰則 【定款施行細則第20条】

- | |
|---|
| <p>①同一の会員に対して、年に複数回の消費者から苦情が来る場合は、当該会員に対して必要な指導、助言、勧告を行う。</p> <p>②再三の指導、助言、勧告にもかかわらず、是正されない場合は「権利停止」「除名」とする場合がある。</p> |
|---|

3. 会員が500万円以上(税抜)の住宅のリフォーム工事を 元請・施工する場合、住宅リフォーム瑕疵保険の加入が 原則、義務付けられます

全り協では、会員が元請・施工する請負金額500万円(税抜)以上の住宅リフォーム工事については、原則、住宅リフォーム瑕疵保険への加入を原則、義務としています(※定款施行細則第4条(4)に規定)。

ただし、お客様(発注者)に住宅リフォーム瑕疵保険について説明し、加入しないことの承諾を書面で受けた場合は、住宅リフォーム瑕疵保険に加入しなくてもよいとしています(※定款施行細則第4条(4)に規定)。

注1) 住宅リフォーム瑕疵保険の加入義務とするのは「500万円(税抜)以上の元請の住宅リフォーム工事」が対象であり、下請及び住宅以外のリフォーム工事は対象ではありません。

注2) 住宅リフォーム瑕疵保険は、損害保険会社が取り扱う「PL保険」や「建設工事保険」とは異なります。

注3) マンション共用部修繕工事を元請・施工する場合は、請負金額(税抜)がマンションの住戸の数に100万円を乗じた金額又は1億円のいずれか低い金額以上の場合、共同住宅大規模修繕工事瑕疵保険への加入が原則、義務となります。

注4) お客様(発注者)に住宅リフォーム瑕疵保険について説明し、加入しないことの承諾を受ける書面については、住宅リフォーム推進協議会作成の「瑕疵保険に係る説明確認及び未加入の了承書」をご使用ください(次頁掲載)。

会員資格の年度更新の際に事務局より案内される現況調査票(※12頁掲載)で、住宅リフォーム工事の年間実績(元請の住宅リフォーム工事の請負件数と請負金額、元請の500万円以上のリフォーム工事のリフォーム瑕疵保険の加入件数と請負金額)について報告が求められます。

注) リフォーム瑕疵保険への加入しないことの承諾を注文者より書面で受けずに保険に加入していないことが判明した場合、全り協より指導を受け、是正を求められます。是正されない場合には権利停止や除名などの処分の対象となります。

平成 年 月 日

瑕疵保険に係る説明確認及び未加入の了承書

施工会社名 _____ 御 中

- 私は、施工会社との間で締結する下記の工事請負契約に関して、
〔リフォーム瑕疵保険・大規模修繕瑕疵保険（いずれかに○）〕
についての説明を受けました。
- 私は、下記工事について、瑕疵保険に加入しないことについて、
了承しました。

記

1. 工事名称 _____

2. 工事場所 _____

3. 工事期間 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで

以上

氏 名 (又は管理組合名) _____ (印)

住 所 _____

見 本

会員番号	
------	--

一般社団法人全建総連リフォーム協会 会員更新申込書（現況調査票）

申込日： _____ 年 _____ 月 _____ 日（※必ず記入）

1. 住宅の元請のリフォーム工事の実績とリフォーム保険の加入状況（記入必須）

※17年1月～17年12月

【注意】リフォーム事業者登録団体である当協会が国土交通省に報告しなければならない重要な情報になりますので、必ずご記入ください。ゼロの場合は未記入とせず、「0」とご記入ください。

構造・防水工事を含む戸建リフォーム工事	元請工事の件数と元請総額（※注1）		件
			万円
	上記のうち、工事金額が500万円（税抜）以上の、元請工事の件数と元請総額 ※当協会の規則で住宅リフォーム瑕疵保険の原則、加入義務あり		件
			万円
	内 訳	住宅リフォーム瑕疵保険に加入した工事件数と元請額（※注2）	件
		万円	
施主にリフォーム瑕疵保険の説明について説明し、加入しないことを書面で承諾を受けた工事件数と元請額		件	
		万円	
	保険の説明や加入しない承認の書面を受けていない工事件数と元請額 ※今後、保険の説明や承認の書面を受けることを徹底する。	件	
		万円	
内装・設備工事	元請工事の件数と元請総額（※注1）		件
			万円
	上記のうち、工事金額が500万円（税抜）以上の、元請工事の件数と元請総額 ※当協会の規則で住宅リフォーム瑕疵保険に原則、加入義務あり		件
			万円
	内 訳	住宅リフォーム瑕疵保険に加入した工事件数と元請額（※注2）	件
		万円	
施主にリフォーム瑕疵保険の説明について説明し、加入しないことを書面で承諾を受けた工事件数と元請額		件	
		万円	
	保険の説明や加入しない承認の書面を受けていない工事件数と元請額 ※今後、保険の説明や承認の書面を受けることを徹底する。	件	
		万円	
住宅の元請のリフォーム工事で最も大きな請負額(税抜) (17年1月～17年12月の期間内)			万円

注1)元請工事の件数、元請額について、下請及び住宅以外のリフォーム工事は対象ではありません。

注2)住宅リフォーム瑕疵保険はPL保険、工事保険と異なります。保険を取り扱う住宅瑕疵担保責任保険法人は「住宅あんしん保証」

「住宅保証機構」「日本住宅保証検査機構」「ハウスジーン」「ハウスプラス住宅保証」に限られます。

4. 消費者から会員への苦情・クレーム等があった場合の全 り協及び会員の対応

住宅リフォーム事業者登録団体である全り協は、消費者から相談や会員への苦情があった場合は速やかに対応し、その結果を国交省に報告する義務があります。

※全り協から国交省への消費者からのクレームに対する対応結果についての報告を怠ると住宅リフォーム事業者登録団体の登録が取り消される事由に該当します。

全り協に会員に対するクレーム・苦情等が寄せられた場合、全り協は会員に対してクレーム・苦情の詳細を連絡し、連絡を受けた会員は全り協が定めた「消費者相談業務マニュアル」に基づき、消費者に連絡・対応し、その結果を全り協に期日までに報告しなければなりません。

同一の会員に年に複数回の消費者から苦情が来る場合は、会員に必要な指導、助言、勧告を行います。

なお、再三の指導、助言、勧告にもかかわらず、是正されない場合は「権利停止」「除名」となる場合があります。

【対応の流れ】

- (1) 全り協に消費者から会員への苦情やクレームがあった場合、全り協より会員に速やかに報告し、対応を要請します。

遅くとも受付日から翌日午前中までに会員に連絡し、クレーム内容を入力した「事業者対応要請書」をFAXまたはメールでお送りします。

- (2) 会員は苦情に対応した後、速やかに対応結果を事務局に報告しなければなりません。

- ①会員から消費者への初回連絡は対応要請日から遅くとも3日以内。
- ②会員から消費者への初回実効対応は対応要請日から遅くとも1週間以内。
- ③会員から全り協への報告は遅くとも対応当日から翌日午前中までに所定の「事業者対応要請書」の「事業者対応履歴表」に記入してFAXまたはメールする。

5. 入会できる事業者の要件

全リ協の入会できる事業者は下記1.～3.の全ての要件を満たす必要があります。

1. リフォーム工事を元請・施工する事業者であること

2. 下記(1)～(4)のいずれかの建設業許可や資格者を有する事業者であること

(1) 建設業法で定める建設業許可を有している

(2) 常勤の建築士もしくは建築施工管理技士が在籍している

(3) 下記の11の国家資格のいずれかの常勤の資格者が在籍している

建築設備士、管工事施工管理技士、電気工事施工管理技士、浄化槽設備士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、消防設備士、液化石油ガス設備士、ガス消費機器設置工事監督者

(4) 下記の①～③のいずれかに該当し、全リ協がリフォーム工事実績等を踏まえ、適正にリフォームを行えると判断した事業者である

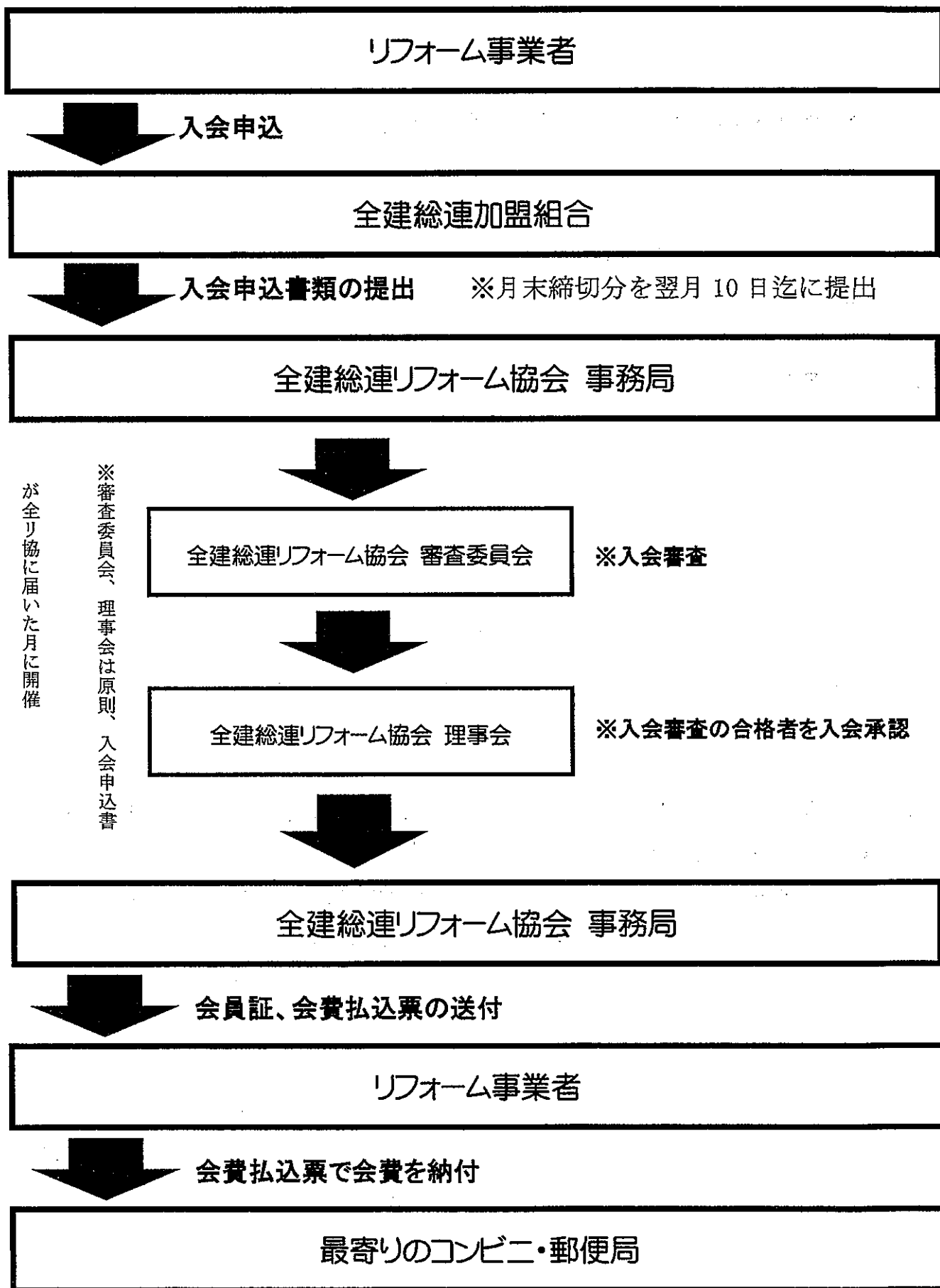
① リフォーム瑕疵保険登録事業者である

② 常勤の増改築相談員登録者またはマンションリフォームマネージャーが在籍する事業者である

③ 常勤の1・2級技能士または職業訓練指導員が在籍する事業者である

3. 義務講習Aを受講済みであること

6. 入会申込から会員となるまでの流れ



7. 入会申し込みに当たっての諸注意

1. 全リ協が定める下記の書類を必ず提出する

- ①入会申込書
- ②誓約書
- ③事業会員の見える化に向けた調査票
- ④推薦書（※所属する全建総連加盟組合が作成）

2. 入会申込書の裏面の下記の内容は必ず記入する

【リフォーム工事に係る前年または前期1年間の実績】

- ①元請工事の件数
- ②元請工事の請負総額
- ③最も請負額が大きい工事の請負金額
- ④リフォーム保険の加入件数
- ⑤請負額500万円以上のリフォーム工事でリフォーム保険に加入した件数
- ⑥請負額500万円以上のリフォーム工事で注文者と加入しないことを書面で確認しリフォーム保険に加入しなかった件数

3. 入会申込書の「請負う住宅リフォーム工事の種類」で「マンション共用部修繕」を○とする場合は下記①を提出する

※建設業許可を持ち、かつ、マンション管理組合又は共同賃貸住宅の所有者が発注する棟全体の共用部の改修工事を請負・施工した実績のある場合に限られます。

- ①当該工事の元請・施工を確認できる工事請負契約書のコピー（直近3年以内のもの）
1件以上

注) マンション共用部修繕の対象とする工事は、住宅瑕疵担保責任保険法人の「共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険」の加入対象となる工事であり、4階建て以上または500m²以上の分譲共同住宅及び賃貸共同住宅でRC造、SRC造、S造のいずれかで、発注者の要件は区分所有建物の場合は管理組合、賃貸共同住宅の場合は建物所有者です。

4. 会員要件とする、「建設業許可」「建築士」「建築施工管理技士」「11の国家資格（建築設備士、管工事施工管理技士、電気工事施工管理技士、浄化槽設備士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、消防設備士、液化石油ガス設備士、ガス消費機器設置工事監督者）」のいずれかを有する場合は該当する許可証・資格証の写しを提出する

注）有効期限が記載されている場合は必ず有効期限内であること。

5. 上記4. の会員要件の許可・資格を有せず、「リフォーム瑕疵保険登録事業者」「常勤する増改築相談員又はマンションリフォームマネジャーが在籍」「常勤する1・2級技能士又は職業訓練指導員が在籍」のいずれかに該当する場合は、下記(1)～(5)の全てを提出する

(1) ①②③のいずれかの写し（※有効期限が記載されている場合は必ず有効期限内であること）

①リフォーム瑕疵保険の事業者登録証

②常勤する、増改築相談員登録証、又は、マンションリフォームマネジャーの登録証

③常勤する、1・2級技能士、又は、職業訓練指導員の資格証

(2) リフォーム工事見積書のコピー（直近3年以内で金額が最大のもの）1件以上

(3) リフォーム工事請負契約書または注文書一請書のコピー（直近3年以内で金額が最大のもの）1件以上

(4) 上記(2)(3)のリフォーム工事後の写真1枚以上

(5) 法人事業所の場合は、決算報告書（貸借対照表、損益計算書）の写し3期分、個人事業所の場合は、確定申告書および青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳書の写し3年分

入会申込に必要な提出書類

会員要件の区分	提出書類	提出する裏付書類
(1) 建設業法で定める建設業許可を有する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・入会申込書 ・誓約書 ・推薦書(※所属する全建総連加盟組合が作成) ・事業会員の見える化に向けた調査票 	建設業許可通知書のコピー
(2) 常勤の建築士もしくは建築施工管理技士が在籍する事業者		資格証のコピー
(3) 11 の国家資格のいずれかの常勤の資格者が在籍する事業者 ※建築設備士、管工事施工管理技士、電気工事施工管理技士、浄化槽設備士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、消防設備士、液化石油ガス設備士、ガス消費機器設置工事監督者)	<p>【マンション共用部修繕工事を工事区分として登録する場合】</p> <p>※建設業許可を持ち、かつ、マンション管理組合又は共同賃貸住宅の所有者が発注する棟全体の共用部の改修工事を請負・施工した実績のある場合に限られます。</p> <p>※対象工事は、共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険の加入対象となる</p>	
(4) 上記 (1) ～ (3) を有しない、下記①～③のいずれかに該当する事業者 ①リフォーム瑕疵保険登録事業者 ②常勤の増改築相談員登録者またはマンションリフォームマネジャーが在籍する ③常勤のリフォーム工事に関わる1・2級技能士または職業訓練指導員が在籍する	<p>「4階建て以上または500m²以上の分譲共同住宅及び賃貸共同住宅でRC造、SRC造、S造のいずれか」で、発注者の要件は区分所有建物の場合は管理組合、賃貸共同住宅の場合は建物所有者です。</p> <p>裏付書類として、当該工事についての工事請負契約書のコピー（直近3年以内のもの）1件以上を提出</p>	①リフォーム瑕疵保険登録事業者であることの証明書、増改築相談員登録証、マンションリフォームマネジャー合格証明書、リフォーム工事に関わる1・2級技能士証または職業訓練指導員免許証のいずれかのコピー ②リフォーム工事見積書のコピー（直近3年以内で金額が最大のもの）1件以上 ③リフォーム工事請負契約書または注文書、請書のコピー（直近3年以内で金額が最大のもの）1件以上 ④上記②③のリフォーム工事後の写真1枚以上 ※②③④は同一の工事のもの